市有財産無償貸付契約書

貸付人 七尾市（以下「甲」という。）と借受人 ●●●（以下「乙」という。）とは、下記要項及び右記の約款に合意し、市有財産の無償貸付契約を締結する。

この契約締結を証するため、本契約書２通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　七尾市袖ケ江町イ部２５番地

七尾市

七尾市長　　茶　谷　義　隆　　㊞

乙　●●●

●●●　　㊞

記

要　項

貸付物件	所在地番：　七尾市七尾市●●● 種　　類：　建物 施設名：●●● 数　　量：　●●造●●葺●階建　●●●　㎡
指定する用途	●●●
貸付期間	（自）令和●年●月●日　（至）令和●年●月●日
貸付料	無償
特記事項	

約　　款

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（無償貸付）

第２条　甲は、貸付物件を指定する用途に使用する場合に限り無償で貸付けるものとする。

（貸付期間の更新）

第３条　乙は、貸付期間を継続しようとする場合は、貸付期間が満了する３月前までに更新申請書を甲に提出しなければならない。

（貸付物件の引渡し）

第４条　貸付物件は、本契約を締結したときに乙に対し引渡しがあったものとする。

（貸付物件の付保）

第５条　乙は、本契約締結後遅滞なく、貸付物件の損害に備え、原状に復旧できるまでの費用の保険等に加入しなければならない。

２　乙は、前項の義務を怠り、その間に貸付物件が火災その他保険事故に該当すべき事故により滅失又はき損した場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければない。

（遵守事項）

第６条　乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

２　乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1)　貸付物件の使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2)　貸付物件の現状を変更し、又はこれに工作物を設置しないこと。

(3)　貸付物件の指定する用途を変更しないこと。

（修繕義務等）

第７条　甲は、貸付物件の維持補修の責めを負わないものとし、当該物件について保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（滅失又はき損の通知）

第８条　貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

（使用上の損傷等）

第９条　乙はその責めに帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において、甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

（実地調査等）

第１０条　甲は、必要があると認めたときは、貸付物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第１１条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙から解約の申入れがあったとき。

（貸付物件の返還）

第１２条　貸付期間が満了したとき、又は甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙は貸付物件を甲の指定する期日までに原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第１３条　乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第９条の規定により当該物件を原状に回復した場合及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされた場合はこの限りでない。

２　乙は、甲が第１１条第１号の規定により、本契約を解除した場合には、乙が本契約に定める義務に違反した日から貸付物件等の返還を受ける日までの期間について、当該物件の貸付料相当額として契約締結時の時価に年５パーセントを乗じて得た金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

３　前２項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１４条　乙は、貸付期間が満了したとき、及び第１１条第１号及び第３号の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

（契約の費用）

第１５条　本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（規定の適用）

第１６条　本契約に定めるもののほか、七尾市契約事務規則（平成１６年七尾市規則第５３号）の定めるところによる。

（疑義の決定）

第１７条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

（管轄裁判所）

第１８条　この契約に関する訴えの管轄は、七尾市役所所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所七尾支部とする。